



交通事故被害の交渉は

岡島法律事務所にお任せください！

代表弁護士 岡島順治（静岡県弁護士会所属）

理由
その1

交渉においても
裁判基準を主張

理由
その2

被害者請求を
必ず申請

理由
その3

被害者専門の
弁護士事務所

理由
その4

いつからでも
しっかりサポート

理由
その5

豊富な後遺障害
等級取得実績

理由
その6

専門家との連携

理由
その7

地元密着の強み

初回相談料

0
円

※1 最長1時間までとします。2回目以降のご相談は相談料がかかります。

※2 被害者請求の異議申立て、調停、仲裁及び和解あっ旋、訴訟に移行した場合は別途着手金がかかります。

※3 事件にかかる実費についてはお支払いが発生いたします。

着手金

0
円

報酬

成功報酬制

万が一受取金額が下がった場合は
報酬は頂きません！※3

相談は事前の予約が必要です！

下記フリーダイヤルよりご予約ください。



弁護士費用特約はご加入済ですか？？

加入していれば更に安心！

実質お客様のご負担なしで弁護士へ
依頼が可能です！



詳細は裏面をご覧ください ↗

お問い合わせはお気軽に

TEL▶0120-960-227

受付：平日 午前9時～午後5時30分

岡島法律事務所

〒430-0929

静岡県浜松市中区中央1丁目8-25 ADLビル2階

URL: <https://hamamatsujiko.com>

(右のQRコードからもご覧いただけます)



交通事故サポートで選ばれる弁護士事務所へ

理由その1 交渉においても裁判基準に近づくよう主張します



当事務所では、裁判基準に可能な限り近づけて交渉をしています。裁判基準の9割未満の水準での和解はいたしません。もし保険会社が示談に応じてくれなければ、速やかに裁判やADR（裁判外紛争解決手続）等へ移行し、金額と解決速度の両面において満足をしていただけるよう努めています。

理由その2 被害者請求を必ず当事務所自ら行っています



交通事故で負った怪我によっては、懸命に治療を続けても一定程度までしか回復しないという場合があります。その場合、一定の後遺障害があるとしてその障害部分を請求していくことになります。

保険会社任せの「事前認定手続」ではなく、全て当事務所でお客様の後遺障害認定に必要な資料を揃えて調査機関へ提出しています。

理由その3 被害者専門の弁護士事務所です



当事務所は、設立当時から被害者専門で、損害保険会社との提携は一切ありません。

したがって、損害保険会社に忖度することなく100%被害者であるお客様のために力を尽くしています。

理由その4 事故直後・治療中・症状固定前からもサポートします



事故直後及び治療中からサポートすることによって、後遺障害の存在が正当に評価される可能性を大きく上げることができます。症状固定後に弁護士が介入しても、手遅れとなってしまう場合があります。

理由その5 豊富な後遺障害等級取得実績があります



後遺障害が認定されるかどうかで、被害者が受け取れる保険金の額は大きく変わります。当事務所の令和3年度における実績は、後遺障害認定の申請数は31件、後遺障害認定件数は19件で、認定率は約61.3%となっております。後遺障害等級の取得のために、被害者請求、事故直後からのサポート、医師面談、後遺障害等級診断書の作成や適切なテストの実施依頼などを行っています。

理由その6 事故の調査及び医療問題について専門家と連携しています



当事務所は、事故状況の分析においては元警察官や交通事故の調査会社と、医療的問題については地元の整形外科や、MRI画像を解読する専門鑑定機関と連携し、お客様が望む解決に向け、より多方面からのアプローチを行っております。

理由その7 地元密着をモットーとし、医師面談を可能な限り行っています



当事務所は、設立当初より地元密着をモットーにし、地域の医療機関への丁寧な対応を励行してまいりました。弁護士自らが主治医と面談し、時には意見書の執筆を依頼し、お客様が望む結果に必要なピースを揃えることについて決して努力を惜しません。

弁護士費用特約の有無についてご確認ください！

お客様がご加入の任意保険に弁護士費用特約がついていれば、弁護士に依頼した場合の費用を保険会社が代わりに負担してくれます。費用の上限は、着手金報酬等で合計300万円まで、相談料については合計10万円までとなっており、実質お客様自身のご負担無しで弁護士への依頼が可能です。

また、依頼先の弁護士事務所はお客様で自由に選ぶことが可能です。どこの弁護士事務所へ依頼するか迷っていらっしゃる場合は、ぜひ一度、岡島法律事務所へご相談ください！